

○日高市地球温暖化対策の推進に係る組織規則

令和3年9月30日規則第44号

日高市地球温暖化対策の推進に係る組織規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 日高市地球温暖化対策推進庁内委員会（第3条—第8条）

第3章 課所等における地球温暖化対策の推進（第9条—第11条）

第4章 日高市地球温暖化対策推進責任者連絡会議（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条—第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う事務・事業分野における地球温暖化対策を積極的かつ組織的に推進するため、必要な組織の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の抑制、低炭素化に資する技術の導入、施設等の長寿命化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

2 この規則において「課所等」とは、日高市事務組織規則（平成17年規則第31号）第3条の規定により設置する組織、同規則第8条第1項に規定する部が所管する出先機関、日高市会計管理者補助組織規則（平成17年規則第32号）第1条の規定により設置する課、日高市教育委員会事務局組織に関する規則（平成17年教育委員会規則第1号）第2条の規定により設置する課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会事務局をいう。

第2章 日高市地球温暖化対策推進庁内委員会

（日高市地球温暖化対策推進庁内委員会の設置）

第3条 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進を図るため、日高市事務組織規則第13条の規定に基づき、日高市地球温暖化対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地球温暖化対策の推進に係る取組の検討に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に係る取組の進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 委員会は、副市長及び委員11人をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、市民生活部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

第3章 課所等における地球温暖化対策の推進

(課所等の長の職責)

第9条 課所等の長は、地球温暖化対策の推進に関する計画等にのっとり、当該課所等における積極的な地球温暖化対策の推進に努めなければならない。

(地球温暖化対策推進責任者の設置)

第10条 課所等に地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、課所等につき当該課所等の長が指定する所属職員1人をもって充てる。

(推進責任者の業務)

第11条 推進責任者は、その所属する課所等における地球温暖化対策の推進に係る中心的な役割を担う者として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策に関する指導及び助言
- (2) 地球温暖化対策に関する知識の普及及び実行の啓発
- (3) 地球温暖化対策に即した業務改善の推進
- (4) 地球温暖化対策に関する施策への協力及び支援
- (5) その他地球温暖化対策の推進

第4章 日高市地球温暖化対策推進責任者連絡会議

(連絡会議)

第12条 推進責任者の連絡調整等を図るため、地球温暖化対策推進責任者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、推進責任者をもって組織する。

3 連絡会議の会議は、環境課長が招集し、その議長となる。この場合において、その協議すべき内容により、組織構成員の全員の出席を求める必要がないと認めるときは、その一部の者の出席を求めて、会議を招集することができる。

(意見の提案)

第13条 連絡会議は、委員会に対して、地球温暖化対策の推進に係る意見を提案することができる。

第5章 雑則

(指導及び助言等)

第14条 環境課長は、推進責任者が職務を円滑に遂行できるように、指導及び助言、情報の提供、研修等を行う。

(庶務)

第15条 委員会及び連絡会議の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

市民生活部長
政策秘書課長
市政情報課長

管財課長

総務課長

産業振興課長

子育て応援課長

教育総務課長

生涯学習課長

水道課長

下水道課長